

特別児童扶養手当

心身に障がいのある20歳未満の児童を監護している父母または養育者に支給されます。

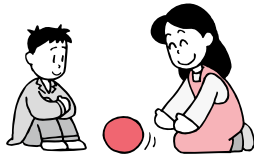
■対象者

手当1級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね1・2級（内部的疾患含む）程度に該当する児童
- ・療育手帳の判定がA程度、または精神障害者保健福祉手帳1級程度に該当する児童

手当2級相当

- ・身体障害者手帳の判定がおおむね3級（内部的疾患含む）程度に該当する児童
- ・日常生活に著しい制限を受ける程度の知的障がい、もしくは精神障がいの児童



■支給額

1級相当 月額52,400円

2級相当 月額34,900円

■支給月 4月、8月、11月

※申請月の翌月分から支給が開始されます。

■支給制限となる例

- ・児童または請求者が、日本国内に住んでいないとき
 - ・児童が障がいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき
 - ・児童が児童福祉施設等（保育所・通所施設・障がい児入所施設への親子入所を除く）に入所しているとき
- ※請求者や配偶者及び扶養義務者の所得が制限基準額以上である場合は、その年の8月から翌年7月までの手当が支給停止になります。

現況届の提出をお忘れなく

8月は特別児童扶養手当の所得状況届を提出する月です。

届出をしないと8月分からの手当が受けられなくなってしまう。また、現況届を2年間提出しないと、時効で受給権がなくなります。

受給者には8月上旬に通知書を郵送しますので、必ず届出してください。

■受付期間

8月12日(金)～31日(水)

※平日の正午～午後1時、土日を除く。

■届出に必要なもの

通知書、手当証書、印鑑、その他指定の書類

■提出・問い合わせ先

社会福祉課
☎(32)8900

低所得の子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、食費などの物価高騰などに直面するひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯に対し、給付金を支給します。

支給要件がありますので、詳しくはお問い合わせください。

■支給対象者

次の(1)(2)両方に該当する方
※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く。

(1)令和4年3月31日時点で18歳未満の児童（障がい児の場合、20歳未満）を養育する父母等

※令和5年2月末までに生まれた新生児等を含む。

(2)令和4年度住民税(均等割)が非課税の方、または令和4年1月1日以降の収入が急変し、住民税非課税相当の収入となった方

■支給額 児童1人当たり5万円

■申込期限 令和5年2月28日(火)

■問い合わせ先

こども福祉課 ☎(32)8903

ひとり親家庭の就業支援

ひとり親家庭の方の就業を支援するために、次のような制度があります。給付金については詳細な要件があるため、必ず事前にご相談ください。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金

高等学校を卒業していない母子・父子家庭の親及び子が、高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すために受講した講座の修了時に、支払った受講料の40%(上限10万円)を助成します。なお、助成額が4,000円を超えない場合は対象になりません。

自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、就職につなげる能力開発のために指定された教育訓練講座を受講し、修了した場合に、支払った受講料の60%(上限40万円)を助成します。なお、助成額が1万2,000円を超えない場合は支給対象になりません。

高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母及び父子家庭の父が、看護師・保育士・介護福祉士・理学療法士・作業療法士などの資格を取得するために養成機関で修業する場合、月額最高10万円(上限あり)を支給します。

ひとり親家庭巡回就業相談

栃木県ひとり親家庭福祉連合会では、ひとり親家庭の就業支援を目的として、巡回就業相談を開催します。

■日時 8月9日(火)

午前10時～正午

■場所 市役所

■対象者 県内居住の母子家庭の母、寡婦、父子家庭の父で、就職または転職を希望している方

■申込期限 8月5日(金)

共通事項

■申し込み・問い合わせ先

こども福祉課
☎(32)8903